

議案第59号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市職員の給与に関する条例の適用を受ける再任用職員について、単身赴任手当を支給することとの均衡を考慮し、単純な労務に雇用される再任用職員についてもこれに準じた取扱いを行う等の必要があるによる。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第14条の3を第14条の4とし、第14条の2の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第14条の3 福岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年福岡市条例第 号）第2条の規定に基づく配偶者同行休業の承認を受けた職員には、当該配偶者同行休業の期間中給与を支給しない。

第15条中「、第4条の5」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。